

令和7年度 本庄市水道事業 水質検査計画

水道課では、市民の皆様へ安全で良質な水道水を安心して利用していただくために、「本庄市水道事業水質検査計画」を策定しましたので、公表いたします。

目 次

- 1 水質検査計画に関する基本事項
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の水源及び水道水の状況
- 4 水質管理上の留意事項
- 5 水質検査地点
- 6 水質検査項目と検査頻度
- 7 放射性物質の検査
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の方法
- 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 11 水質検査計画及び検査結果の公表
- 12 検査結果の精度
- 13 関係者との連携



1 水質検査計画に関する基本事項

- (1) 水質検査地点は、水質基準が適用される給水末端地区の給水栓（蛇口）、井戸（水源）及び浄水場の出口で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目について実施します。また、ダイオキシン類、クリプトスポリジウム及びその指標菌についても実施します。
- (3) 検査頻度は法令に基づき、検査する項目のこれまでの水質状況などを考慮して定めます。

2 水道事業の概要

本庄市の区域のうち上仁手並びに児玉町秋山、小平、太駄、河内、稲沢の各一部を除く全域、児玉工業団地、児玉・神川うめみの工業団地及び群馬県伊勢崎市境島村地区に給水しています。

なお、上仁手については、利根川の北側に位置し、河川に隔てられて配水が困難なため、群馬県伊勢崎市から給水を受けています。

(1) 給水状況（令和5年度末現在）

①給水人口	77,325 人
②1日最大配水量	34,532m ³ /日
③1日平均配水量	31,129 m ³ /日
④普及率	99.8 %

(2) 施設の概要

①第一浄水場

・所在地	本庄市千代田3-4-5
・施設能力	4,080 m ³ /日
・配水池有効容量	3,164 m ³ （RC造り：3池）
・浄水処理方法	塩素消毒
・水源	地下水（井戸 2本）

②第二浄水場

・所在地	本庄市小島339
・施設能力	18,930 m ³ /日
・配水池有効容量	17,380 m ³ （RC造り：4池、PC造り：1池）
・浄水処理方法	塩素消毒
・水源	地下水（井戸 8本）、浄水受水（埼玉県営水道）

③都島浄水場

- ・所在地 本庄市都島 772-1
- ・施設能力 14,300 m³/日
- ・配水池有効容量 8,000 m³ (PC 造り：1 池)
- ・浄水処理方法 塩素消毒
- ・水源 地下水 (井戸 4 本)

④児玉浄水場

- ・所在地 本庄市児玉町児玉南 2-16-14
- ・施設能力 8,080 m³/日
- ・配水池有効容量 1,020 m³ (RC 造り：2 池)
- ・浄水処理方法 膜ろ過 (セラミック) 処理 (H24 より稼働)、塩素消毒
- ・水源 地下水 (井戸 4 本)

⑤下真下受水場

- ・所在地 本庄市児玉町下真下 362
- ・受水池有効容量 1,000 m³ (PC 造り：1 池)
- ・浄水処理方法 塩素消毒 (追塩)
- ・水源 浄水受水 (埼玉県営水道及び本庄地域の浄水)

3 水道の水源及び水道水の状況

(1) 水道の水源

ア 本庄地域の水源は、深井戸 14 本で取水する地下水 (自己水) と埼玉県営水道 (以下「県水」という。) から成っています。

イ 児玉地域の水源は、浅井戸 4 本で取水する地下水 (自己水) と県水及び本庄地域の浄水から成っています。

(2) 水道水の状況

水道水は、今までの水質検査で水質基準以内であり、水質基準を十分に満足しており、安全で良質な水道水を供給しています。

4 水質管理上の留意事項

(1) 水質状況については急激な変動はなく、特に水質が悪化した兆候は認められません。

(2) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が水質基準値の 50% に達しています。このため、水質検査を毎月実施し、今後も監視を続けていきます。

(3) クリプトスポリジウム等の対策として、児玉浄水場で膜ろ過処理後の濁度を常時把握し、濁度を 0.1 度以下に維持します。また、膜ろ過処理の確認として膜ろ過処理後の水で指標菌検査を行います。本庄・児玉地域水源井の指標菌検査を実施し、今後も監視を続けていきます。

(4) やかんや電気ポットの内側、加湿器の吹出し口、蛇口などに白い固形物が付着することがあります。これは、水道水中の硬度成分が白く固まったもので、その成分はカルシウムやマグネシウム等のミネラル分であり、安全性に問題はありません。

(5) 耐用年数が経過した古い鋳鉄管などの配水管を計画的に更新しています。

5 水質検査地点

水質検査地点は、給水末端地区の給水栓、浄水場出口の給水栓、井戸（水源）並びに膜ろ過処理水（水源）です。

(1) 1日1回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査は、次の地点で行います。

ア	日の出公園	(本庄市日の出2丁目地内)
イ	いまい台北公園	(本庄市いまい台1丁目地内)
ウ	万年寺下公園	(本庄市小島地内)
エ	下浅見集会所	(本庄市児玉町下浅見地内)
オ	田端自治会館	(本庄市児玉町田端地内)
カ	宮内公園	(本庄市児玉町宮内地内)
キ	西小平公民館	(本庄市児玉町小平地内)

(2) 給水末端地区の給水栓の水質検査は、次の地点で行います。

ア	<u>堀田農村公園</u>	(本庄市堀田地内)
イ	田中集落農業センター	(本庄市田中地内)
ウ	共栄公会堂	(本庄市共栄地内)
エ	北泉公民館	(本庄市早稲田の杜5丁目地内)
オ	下真下受水場	(本庄市児玉町下真下地内)
カ	<u>旧宮内公会堂</u>	(本庄市児玉町宮内地内)

(3) 浄水場出口の給水栓の水質検査は、次の地点で行います。

ア	第一浄水場	(本庄市千代田3丁目地内)
イ	第二浄水場	(本庄市小島地内)
ウ	都島浄水場	(本庄市都島地内)
エ	児玉浄水場	(本庄市児玉町児玉南2丁目地内)

(4) 配水管末端地点に配水モニター（水質自動計測装置）を設置し、消毒の残留効果を本庄市水道庁舎中央管理室で毎日監視しています。また都島配水モニター、栗崎配水モニター及び境島村配水モニター、金屋配水モニターでは、消毒の残留効果のほかに色度及び濁度を測定しています。

各配水モニターの設置箇所は、次のとおりです。

ア	都島配水モニター	(本庄市都島（旭公民館）地内)
イ	栗崎配水モニター	(本庄市栗崎地内) ※令和7年10月末廃止予定
ウ	日の出配水モニター	(本庄市日の出1丁目（本庄東小学校）地内)
エ	境島村配水モニター	(伊勢崎市境島村地内)
オ	金屋配水モニター	(本庄市児玉町金屋地内)
カ	早稲田の杜配水モニター	(本庄市早稲田の杜1丁目地内) ※令和7年11月供用開始予定

(5) 次の地点に水質機器を設置し、消毒の残留効果を毎日監視しています。

ア	下真下受水場	(本庄市児玉町下真下地内)
イ	河内送水ポンプ場	(本庄市児玉町河内地内)
ウ	平沢送水ポンプ場	(本庄市児玉町太駄地内)

(6) 井戸（水源）の水質検査は、次の地点で行います。

ア	<u>本庄6号井</u>	(第二浄水場系統)
イ	<u>本庄8号井</u>	(第二浄水場系統)
ウ	<u>本庄9号井</u>	(第二浄水場系統)
エ	<u>本庄10号井</u>	(第二浄水場系統)
オ	<u>本庄11号井</u>	(第二浄水場系統)
カ	<u>本庄13号井</u>	(第二浄水場系統)
キ	<u>本庄14号井</u>	(第二浄水場系統)
ク	<u>本庄15号井</u>	(都島浄水場系統)
ケ	<u>本庄16号井</u>	(都島浄水場系統)
コ	<u>本庄17号井</u>	(都島浄水場系統)
サ	<u>本庄19号井</u>	(都島浄水場系統)
シ	<u>本庄20号井</u>	(第一浄水場系統)
ス	<u>本庄21号井</u>	(第一浄水場系統)
セ	<u>本庄22号井</u>	(第二浄水場系統)
ソ	<u>児玉第1号井</u>	(児玉浄水場系統)
タ	<u>児玉第5号井</u>	(児玉浄水場系統)
チ	<u>児玉第6号井</u>	(児玉浄水場系統)
ツ	<u>児玉第7号井</u>	(児玉浄水場系統)

(7) 膜ろ過処理水（水源）の水質検査は、次の地点で行います。

ア	<u>膜ろ過処理水</u>	(児玉浄水場内膜ろ過施設)
---	---------------	---------------

6 水質検査項目と検査頻度

(1) 法令に基づく1日1回行う検査（毎日検査）を、5（1）の地点で次のとおり行います。

ア 色、濁り、消毒の残留効果の3項目について、検査を行います。

(2) 法令に基づく水質基準項目の水質検査を、5（2）の地点で次のとおり行います。

ア 水質基準項目（51項目）のうち次の10項目について、毎月1回検査を行います。

《 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、

臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 》

【表1】

イ 水質基準項目（51項目）のうち毎月1回検査を行う10項目及び臭気物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオール（2項目を除く）について、年4回検査を行います。

【表1】

ウ 水質基準項目（51項目）のうち臭気物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオール（2項目について、年1回検査を行います。

【表1】

(3) 水質管理目標設定項目（31項目）のうち項目 No.4、No.6、No.7、No.10、No.11、No.12、を除く25項目について、5（2）のうちアとカの地点で年1回検査を行います。

【表2】

(4) 水質基準は、法令等で給水栓の水質結果で評価するものと定められていますが、浄水場から配水される水についても水質基準を満たすことを確認するため、次のとおり検査を行います。

ア 水質基準項目（51項目）の水質検査を、5（3）の地点で年1回行います。

【表1】

(5) ダイオキシン類については水質基準項目（51項目）の検査基準にはありませんが、水道水中での実態が明らかにされていない項目として要検討項目に位置付けられています。安全性を確認するため、第二浄水場と下真下受水場で年1回検査を行います。

(6) 水源である井戸の地下水の水質検査を、5（6）の地点で次のとおり行います。

ア 水質基準項目（51項目）のうち次の9項目について、毎月1回検査を行います。

《 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、

臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 》

【表3】

イ 水質基準項目（51項目）のうち毎月1回検査を行う9項目及び消毒副生成物（11項目）並びに味を除く項目について、年1回検査を行います。

【表3】

ウ クリプトスポリジウム等の予防対策として指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌について、5（6）ア～ツの地点で年4回、5（7）アの地点で年1回検査を行います。

また、クリプトスポリジウムおよびジアルジアの検査を5（6）ソ～ツの地点で年1回検査を行います。

【表3】

エ ダイオキシン類の検査を、本庄14号井と児玉第6号井で年1回行います。

(7) 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査を行います。

ア 第二浄水場で水質管理目標設定項目（12項目）のうちジクロロアセトニトリルと抱水クロラールの2項目について、年2回検査を行います。

【表4】

イ 本庄13号井で水質管理目標設定項目（12項目）のうちジクロロアセトニトリルと抱水クロラールの2項目を除く項目について年2回、農薬類（18項目）については年1回、検査を行います。

【表4】

7 放射性物質の検査

東京電力福島第一原子力発電所事故に関連しての放射性物質検査を、厚生労働省が示したモニタリング方針に基づき、第二浄水場及び児玉浄水場の出口（浄水）について、引き続き検査を行います。

【表5】

8 臨時の水質検査

水源等で下記のような水質変化があり、給水栓水が水質基準を超えるおそれのある場合には、必要に応じて井戸（水源）、浄水場の出口及び給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。臨時の水質検査は、水質変化による異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他の水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

9 水質検査の方法

- (1) 毎日検査では、色、濁り、消毒の残留効果に関する検査を水道課職員または委託により行います。検査方法は、色、濁りについては目視等で、消毒の残留効果については DPD 法（ジエチルパラフェニレンジアミン法）携帯用検査器具により、残留塩素と反応し発色した水道水の残留塩素濃度を数値化することで確認を行います。
- (2) 定期及び臨時の水質検査は、水道法第 20 条により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。検査方法は、国が定めた水道水の検査方法、もしくは上水試験方法等により行います。

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

定期的に行った水質検査結果について、検査項目ごとに過去数年の検出頻度、最大値等を評価し、その結果をもとに水質検査計画の見直しを行います。

11 水質検査計画及び検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度末に見直しを行い、本庄市ホームページにて公表します。
- (2) 水質検査結果は毎月実施した検査結果を本庄市ホームページにて公表します。

12 検査結果の精度

検査機関には、厚生労働省や埼玉県などが実施する外部精度管理や内部精度管理を行い、水質検査の精度及び信頼性を確保します。

また、検査機関の選定にあたっては、正確かつ迅速に高精度の検査を実施でき、高い信頼性の保証を得ている者とするため下記条件を満たす検査機関を選定します。

- ・水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関のうち水質検査を行う区域に埼玉県が含まれる者
- ・水道 GLP(認定範囲：水道水・浄水・原水)を取得している者
- ・厚生労働省が実施した水道水質検査の精度管理に関する調査結果で「第 1 群」に評価された者

13 関係者との連携

水道水における水質事故発生の場合には、国、埼玉県、保健所、伊勢崎市、神川町、美里町、上里町及びその他関係各機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

この水質検査計画について、市民の皆様のご意見をお寄せください。
ご意見は、今後の水質検査計画の作成にあたり参考とさせていただきます。

問合せ先 本庄市上下水道部水道課
〒367-0054 本庄市千代田 3-4-5（水道庁舎）
TEL 0495 - 22 - 2151
mail suido@city.honjo.lg.jp

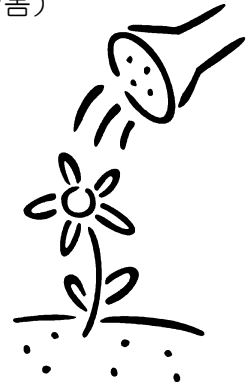


表1 浄水定期水質検査

NO 基	水質基準項目	検査 回数	法定 検査 回数	検査 回数減	検査 省略	変更 理由	NO 基	水質基準項目	検査 回数	法定 検査 回数	検査 回数減	検査 省略	変更 理由
01	一般細菌	12	12	不可	不可		27	総トリハロメタン	4	4	不可	不可	
02	大腸菌						28	トリクロロ酢酸					
03	カドミウム及びその化合物	4		※2	※4		29	ブロモジクロロメタン					
04	水銀及びその化合物						30	ブロモホルム					
05	セレン及びその化合物						31	ホルムアルデヒド					
06	鉛及びその化合物						32	亜鉛及びその化合物					
07	ヒ素及びその化合物				※4		33	アルミニウム及びその化合物			※2	※5	
08	六価クロム化合物				※5		34	鉄及びその化合物					
09	亜硝酸態窒素						35	銅及びその化合物					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			不可	不可		36	ナトリウム及びその化合物					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12				※6	37	マンガン及びその化合物				※4	
12	フッ素及びその化合物	4	4	※2			38	塩化物イオン	12	12	※3	不可	
13	ナトリウム及びその化合物						39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	※2	※4	
14	四塩化炭素						40	蒸発残留物					
15	1,4-ジオキサン						41	陰イオン界面活性剤					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					※4	42	ジェオスミン	1	12	不可	※4	※7
17	ジクロロメタン						43	2-メチルイソボルネオール		※1			
18	テトラクロロエチレン						44	非イオン界面活性剤	4	4	※2	※4	
19	トリクロロエチレン						45	フェノール類					
20	ベンゼン						46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)					
21	塩素酸						47	pH値					
22	クロロ酢酸						48	味			※3	不可	
23	クロロホルム				不可		49	臭気					
24	ジクロロ酢酸						50	色度					
25	ジブロモクロロメタン						51	濁度					
26	臭素酸				※4								

検査回数変更項目

- ※1 藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がない期間を除く
- ※2 過去の検査結果(3年間)が基準値の1/5以下の場合年1回以上へ、1/10以下の場合1回/3年以上への減が可
- ※3 自動連続測定・記録をしている場合1回/3月(年4回)以上への減が可
- ※4 過去の検査結果が基準値の1/2以下で原水・水源周辺の状況を勘案し、検査の必要がないと認められる場合省略が可。基26「臭素酸」は浄水処理にオゾン処理、次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
- ※5 過去の検査結果が基準値の1/2以下で原水・水源周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査の必要がないと認められる場合省略が可
- ※6 法定検査回数は年4回だが、検出値が基準値の1/2を超えていることから、1回/月の検査(年12回)とする。
- ※7 水源が地下水であり、藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がない期間(8月以外の月)を除き、8月のみの検査(年1回)とする。

表2 水質管理目標設定項目

NO	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ) (p: 暫定)	回／年 採水地点
			給水栓 ※1
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1
2	ウラン及びその化合物	0.002(p)	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02	1
4	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1
6	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1
10	亜塩素酸 ※2	0.6	—
11	削除	削除	削除
12	二酸化塩素 ※2	0.6	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01(p)	1
14	抱水クロラール	0.02(p)	1
15	農薬類	1 ※3	1
16	残留塩素	1	1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100	1
18	マンガン及びその化合物	0.01	1
19	遊離炭酸	20	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1
23	臭気強度(TON)	3	1
24	蒸発残留物	30～200	1
25	濁度	1度	1
26	pH値	7.5程度	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	1
28	従属栄養細菌	2000個/ml(p)	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	1
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオktan酸(PFOA)	0.00005(p) ※4	1

※1 堀田農村公園及び旧宮内公会堂の給水栓で採水します。

※2 本庄市では二酸化塩素を使用していないため、検査を省略します。

※3 検出値と目標値の比の和。

※4 2物質の量の和(全115項目)

表3 原水定期水質検査

NO	水質基準項目	水質基準値 (mg/ℓ)	毎月検査	年1回検査	年1回検査※3	年4回検査※1 年1回検査※2
基01	一般細菌	100個/ml	○			
基02	大腸菌	不検出	○			
基03	カドミウム及びその化合物	0.003		○		
基04	水銀及びその化合物	0.0005		○		
基05	セレン及びその化合物	0.01		○		
基06	鉛及びその化合物	0.01		○		
基07	ヒ素及びその化合物	0.01		○		
基08	六価クロム化合物	0.02		○		
基09	亜硝酸態窒素	0.04		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			
基12	フッ素及びその化合物	0.8		○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0		○		
基14	四塩化炭素	0.002		○		
基15	1, 4-ジオキサン	0.05		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		○		
基17	ジクロロメタン	0.02		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01		○		
基20	ベンゼン	0.01		○		
基21	塩素酸	0.6	—	—		
基22	クロロ酢酸	0.02	—	—		
基23	クロロホルム	0.06	—	—		
基24	ジクロロ酢酸	0.03	—	—		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	—	—		
基26	臭素酸	0.01	—	—		
基27	総トリハロメタン	0.1	—	—		
基28	トリクロロ酢酸	0.03	—	—		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	—	—		
基30	ブロモホルム	0.09	—	—		
基31	ホルムアルデヒド	0.08	—	—		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3		○		
基35	銅及びその化合物	1.0		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05		○		
基38	塩化物イオン	200	○			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		○		
基40	蒸発残留物	500		○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2		○		
基42	ジェオスミン	0.00001		○		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		○		
基44	非イオン界面活性剤	0.02		○		
基45	フェノール類	0.005		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○			
基47	pH値	5.8～8.6	○			
基48	味	異常でない	—	—		
基49	臭気	異常でない	○			
基50	色度	5度	○			
基51	濁度	2度	○			
	指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	—				○
	クリプトスポリジウム・ジアルジア	—			○	

※1 5(6)のうちア～ツの井戸で年4回検査を行います。

※2 5(7)アの地点で年1回検査を行います。

※3 5(6)のうちソ～ツの井戸で年1回検査を行います。

表4 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査

(1) 水質管理目標設定項目

NO	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ) (p: 暫定)	採水地点	
			井戸 ※1	浄水場 ※2
1	アンチモン及びその化合物	0.02	2	－
2	ウラン及びその化合物	0.002(p)	2	－
3	ニッケル及びその化合物	0.02	2	－
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	2	－
5	トルエン	0.4	2	－
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	2	－
7	ジクロロアセトニトリル	0.01(p)	－	2
8	抱水クロール	0.02(p)	－	2
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2	－
10	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	2	－
11	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2	－
12	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005(p) ※3	2	－

※1 13号井戸で採水します。

※2 第二浄水場で採水します。

※3 2物質の量の和

(2) 農薬類

NO	検査項目	目標値 (mg/ℓ)	採水地点
			井戸 ※1
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	2,4-D(2,4-PA)	0.02	1
3	イソキサチオン	0.005	1
4	カルボフラン	0.0003	1
5	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
6	ジウロン(DCMU)	0.02	1
7	ジクロベニル(DBN)	0.03	1
8	シマジン(CAT)	0.003	1
9	ダイアジノン	0.003	1
10	チウラム	0.02	1
11	トリクロピル	0.006	1
12	トリクロルホン(DEP)	0.005	1
13	フィプロニル	0.0005	1
14	フェントロチオン(MEP)	0.01	1
15	フェントエート(PAP)	0.007	1
16	プロベナゾール	0.03	1
17	メチダチオン(DMTP)	0.004	1
18	モリネート	0.005	1

表5 放射性物質の検査

NO	放射性核種	目標値 (Bq/L)	浄 水 毎月検査
1	放射性セシウム 134Cs	(セシウム134及び137の合計) 10	○
2	放射性セシウム 137Cs		○

※ 第二浄水場、児玉浄水場で採水します。

※ 放射性セシウム134および137が3回(3ヶ月)にわたり不検出な場合は、検査頻度を3ヶ月に1回に減らします。また厚生労働省モニタリング方針に基づき、検査頻度を変更することもあります。

※平成23年3月より放射性物質の検査を行ってきましたが、すべて不検出となっております。